

自動車排ガスによる健康被害の救済に関する要請書

2006年(平成18年)11月22日

日本弁護士連合会

要 請 の 趣 旨

- 1 東京都は、いまだ国による被害者救済制度が確立されていない現在、国により2の(2)の医療費救済制度が創設されるまでの間、自動車排ガスにより健康を害された都内の公害被害者を救済するために、自動車メーカー等にも財源負担をさせ、都内全地域を対象に、全年齢の公害四疾病(気管支ぜん息、慢性気管支炎、肺気腫、ぜん息性気管支炎)患者に対する自己負担なしの医療費救済制度を早急に創設すべきである。
- 2 国は、当連合会が2002年8月23日付及び2004年8月20日付各意見書で提言したとおり、自動車排ガスにより健康を害された全ての公害被害者を救済するため、
 - (1) 自動車メーカー等汚染原因者の費用負担による障害補償費等の給付を含む新たな抜本的救済制度を創設すべきである。
 - (2) 上記の抜本的救済制度を創設するまでの間、当面の緊急救済制度として、自動車排ガスによる高濃度汚染地域において健康を害された者が等しく救済を受け得るよう、自動車メーカー等にも財源負担をさせ、全年齢の公害四疾病(気管支ぜん息、慢性気管支炎、肺気腫、ぜん息性気管支炎)患者に対する自己負担なしの医療費救済制度を創設すべきである。

要 請 の 理 由

- 1 東京都をはじめとする大都市圏では、自動車排ガスによる深刻な大気汚染が続いており、こうした状況の下で、気管支ぜん息などの患者が増加している。しかし、公害健康被害の補償等に関する法律(以下「公健法」という)が地域指定を解除した現在、多くの患者は十分な治療も満足な救済も受けることをできずに放置されている。

こうした現状に鑑み、当連合会は、2002年8月23日、「自動車排ガスによ

る健康被害の救済に関する意見書」を公表し、国に対し、大都市圏など自動車排ガスによる高濃度汚染地域において健康を害された者を抜本的に救済するため、公健法に準じて、道路設置・管理者、自動車メーカー等汚染原因者の費用負担により、療養給付・医療費、障害補償費、遺族補償費、児童補償手当、医療手当、葬祭費を給付内容とする抜本的救済制度を立法するよう提言した。しかし、その後国は、自動車排ガス汚染と健康被害の因果関係が明らかになっていないとして、立法化に向け足を踏み出さなかった。

そこで、当連合会は、2004年8月20日、前記意見書の改訂版において、前記意見書で要望した抜本的救済制度が確立されるまでの緊急救済制度として、気管支ぜん息、慢性気管支炎、肺気腫、ぜん息性気管支炎に罹患した者を対象、国、自動車メーカー、燃料メーカーを費用負担者とし、医療費の自己負担分の救済を内容とする医療費救済制度を早急に創設するよう提言したところである。しかし、今日に至るも国は、抜本的被害者救済制度が確立されるまでの間の緊急救済制度である医療費救済制度さえ実施していない。

こうした中、東京都と同様、自動車排ガスによる大気汚染に曝されている川崎市は、国や東京都に先がけて、一部自己負担という不十分性はあるものの、市内全域の全年齢の市民を対象にした医療費救済条例を本年6月28日に制定し、新たな救済に乗り出している。

- 2 本年9月28日、気管支ぜん息などの患者が救済を求めた東京大気汚染訴訟（1次）の控訴審の結審にあたり、東京高等裁判所は、「本件は判決のみで解決できない種々の問題を含んでおり、裁判所としては出来る限り早く、抜本的、最終的な解決を図りたい」との勧告を行った。この勧告は、当連合会が提言した被害者救済制度の実現に繋がる可能性を含むものとして評価することができる。

東京都は、その全域が深刻な大気汚染地帯であり、都内全地域に、全年齢の公害四疾病（気管支ぜん息、慢性気管支炎、肺気腫、ぜん息性気管支炎）の患者がいるところ、国における被害者救済制度を待っていたのでは、その実現まで患者に多大な負担を強いることになるので、この勧告を受けたことを機に、川崎市の例もあることから、公害四疾病患者に対する自己負担なしの医療費救済制度を、自動車メーカーにも財源負担を求めたうえで早急に創設すべきである。

ちなみに、石原慎太郎東京都知事は、これに先立つ9月27日、東京都議会本会

議において、被害救済に関し、社会全体の課題として解決すべきとして、社会的責任を認識し、環境対策に前向きな自動車メーカー、自動車工業会と医療費救済制度の策定に向け協議を始めたいと答弁するに至った。さらに、9月29日、石原慎太郎東京都知事は定例記者会見の席上において、前日の東京高裁勧告を「大気汚染の問題を社会全体の課題として解決すべきという観点から、これはまさにある程度非常に評価できる司法の姿勢だと思います。」と評価したうえで、東京都と同様東京大気汚染訴訟一審判決において責任を認定された国に対し、「国が率先して協議に応じるのは当然だ」と協議への参加を強く促すとともに、自動車メーカー全体が全ての公害被害者の救済に参加するよう、東京都がイニシアチブをとりたいと表明した。

東京都は、これらの発言を受け、早ければ来年度にも医療費救済制度を実施したい意向を示しており、このような動きは、いまだ国において緊急救済制度すら確立されていない現在、当連合会としては、前記意見書で提言した緊急救済制度を都が国に先駆けて創設する動きと評価できるので、その早期の実施を強く求めるものである。

- 3 さらに、自動車排ガスによる深刻な健康被害の問題は、その性質上地域を超えて全国的な取り組みが必要であって、本来的には国が対処すべきものであるから、国としては、地方公共団体の施策に任せるのではなく、次のように、日弁連が前記意見書で提言した被害者救済制度の実現を図るべきである。

すなわち、収入の方途を失った被害者の抜本的救済をはかるには、医療費の救済のみでは足りず、先の当連合会意見書に沿った障害補償費等の給付も含む抜本的救済制度を、国において創設すべきである。さらに、抜本的救済制度が確立する以前においても、自動車排ガスによる高濃度汚染地域において健康を害された者は、等しく救済を受けるべきであるから、抜本的救済制度が確立するまでの緊急措置としての医療費救済制度についても、国において早急に創設するよう要望するものである。

以上